

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

2019年
10月1日
第417号

JR東海労

http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

労使関係部分のみ労働協約締結

2019年度協約・協定改訂交渉を集約

本部は9月27日17時、2019年度協約・協定改訂交渉を集約し、債務部分(労使関係部分)のみの労働協約を締結しました。

本部は、「新しい人事・賃金制度等の見直し」や「運輸所の年次有給休暇の請求手続きの変更」は問題があるとして、それ以外についての協約化を要求しました。しかし、

会社は「新しい人事・賃金制度を妥結しないのであれば基本協約は結ばない(いわゆるパッケージ論)」と頑なに譲りませんでした。本部は、会社の姿勢に抗議し、不本意ながら債務部分(労使関係部分)を協約化するこ

としました。本部は、組合員の切実な声である要求190項目を提出して以降、団体交渉は8月20日の第1回から9月13日まで8回を開催しました。特に、若手社員の労働条件改善のために、「新しい人事・賃金制度等の見直し」に重点を置き、粘り強く主張してきました。しかし、

会社の回答は、組合の要求とは大きくかけ離れた内容であり、全く誠意がありません。本部は9月17日、再申

し入れを行いました。9月19日の第9回団体交渉では、会社が回答した年次有給休暇の請求手続きの変更について「なぜ運輸所だけ年休申し込みを15日までにするのか」と追及しました。会社は、「予備月の行路と年休をできる限り発表するため(もう5日間)必要」とし、また「一定数は空欄のまま発表する」ことを明らかにしました。これは、就業規則にも違反する行為です。社員の健康や生活設計に関わる大事な勤務を、しっかりと確定する姿勢が会社にはありません。

また、新たな新幹線定期券による通勤は、通勤手当が高額になり、さまざまな弊害が発生する恐れがあります。社会保険料等の増加、高齢者雇用継続給付金や各自自治体が交付する児童手当等の無支給、公営住宅居住者の家賃上昇や収入制限での退去などが該当します。今回の団体交渉では、会社は一切改善をしない考えを示し、全てにおいて組合と対立しました。

今度交渉において、全組合員の皆さんからの支援・激励に対して心から感謝申し上げます。

また、新たな新幹線定期券による通勤は、通勤手当が高額になり、さまざまな弊害が発生する恐れがあります。社会保険料等の増加、高齢者雇用継続給付金や各自自治体が交付する児童手当等の無支給、公営住宅居住者の家賃上昇や収入制限での退去などが該当します。今回の団体交渉では、会社は一切改善をしない考えを示し、全てにおいて組合と対立しました。

会社は義務的団交を拒否

診断書強要都労委完全勝利！

東京車両所分会組合員の松井さんの診断書提出に端を発し、団体交渉開催の拒否をめぐって争っていた「診断書提出強要都労委」は9月4日、JR東海労の主張をほぼ完全に認め、団体交渉の拒否は労働組合法第7条第2項に該当する不当労働行為であるという救済命令が出されました。命令書には、団体交渉拒否にとどまらず、会社の労働協約の恣意的解釈を糾弾した内容が記載されています。

本事件の主たる争点は、会社が団体交渉の開催に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否であるか否かでした。都労委は「組合員の年休取得の方法は、

軽微とはいえない労働条件に関する義務的団交事項である。会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる」と判断しました。苦情処理会議について都労委は、「会社が個別の団体交渉応諾義務を免れるといえるためには、苦情申告制度や幹事間折衝等の団体交渉に代わる手続きや『協約改訂交渉』等の定例の団体交渉によって、実質的に組合の団体交渉権が担保されているといえる必要がある」と個別の団体交渉に代わる手続きが実質的に機能していない場合は、会社は、団体交渉義務を免れることはできない。会社が本来に苦情処理会議の開催を提案したことをもつ

て、団体交渉応諾義務を免れるものではない」と、苦情処理会議の形骸化を指摘しました。年休は欠勤とする会社の主張について都労委は、「勤務制により付与された休日や休暇を欠勤と理解するのは困難。年休付与後に診断書の提出を求めることは、基本協約や就業規則の規定からは離れた解釈と言わざるを得ない」と、恣意的判断を糾弾しました。また、診断書提出についても、「会社としては、昭和63年『解説書』の解釈を改めたとすれば、それはいつの時点からか、また、会社の現行規定の解釈がテキストの文理から離れること等について、真摯に説明する必要がある」と指摘しました。

救済利益について都労委は、「定例の団体交渉における会社の対応は、誠に遺憾でした。9月18日、中央労働委員会に再審査申立を行いました。

都労委命令書のポイント

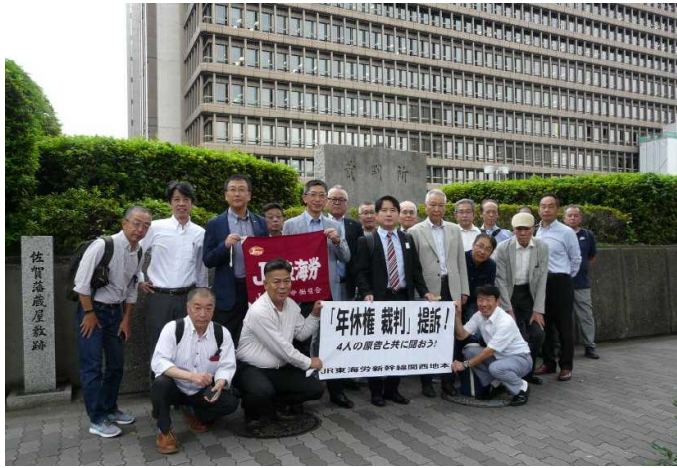
- ① 団体交渉の開催拒否は、不当労働行為である。
- ② 会社が苦情処理会議を提案したことをもって、団体交渉の開催を免れるとはならない。
- ③ 診断書の提出は規定に違反している。
- ④ 年休は欠勤ではない。
- ⑤ 救済利益は消滅していない。



年休権の違法な扱いを許すな！ 関西で4名が本人訴訟！

年休権共同本人訴訟

新幹線関西地本・大阪運輸所分会の今田昌二さん、山本圭一さん、浦谷幸二さん、大阪車両所分会の柳楽関さんは9月20日、会社から年休権の違法な扱いを受けたとして、損害賠償を求め大阪地裁に本人訴訟で提訴しました。



大阪運輸所分会の3名は、年休申請をした日が休日出勤指定日にされたため、追加年休や組休を申請しました。すると、今田さんは一方的に勤務が指定され、山本さんは特休・公休に指定され、浦谷さんは年休に指定された上、別の日の休日を勝手に変更されました。会社は、以上の3つのパターンでの勤務認証を行ってききました。

柳楽さんは、団体交渉出席のために年休申請を行い、管理者から「年休は出ます」と言われたにもかかわらず、前日になって年休発給を拒否されました。これらの扱いは、労働基準法39条に違反するとして4名は、提訴に至りました。

提訴後、記者会見を行いました。その後、「年休権共同



本人訴訟」決起集会を開催し、多くの組合員や他地本の仲間が集まりました。



本人訴訟」決起集会を開催し、多くの組合員や他地本の仲間が集まりました。

寄本さん、執行委員に選出 大阪運輸所分会結成大会

大阪運輸所分会結成大会が9月2日、西町甲東会館で開催されました。当分会は、大阪第一、第二運輸所分会の組織統合です。

「本人の同意なき一方的休日出勤指定、大谷川年休裁判を實踐してきた。闘いの過程で、水野さんに続き、寄本さん、池田さんが加入した。池田さんは定年延長を決意し、

しよう。労働者らしい、JR東海らしい闘いを、一丸となって展開しよう」と訴えました。原告たちからは「困っている、職場でもの言えぬ社員の代表として、今から慢性的な要員不足に一矢報いるという思いで提訴した。この闘いを通じて、会社の違法性を暴露し、一方的休日出勤の撲滅と年休完全消化を勝ち取る」と決意表明がされました。

会社からの報復攻撃を跳ね返してきた。寄本さん、池田さんへの攻撃に対し、組合として抗議し、労基署に行った。新たな闘いとして、3名が本人訴訟を行う」と挨拶しました。新役員は以下の通り選出しました。分会長…前田稔／副分会長…山嶋信二、山本圭一／書記長…下茂春美／執行委員…太田勝一、竹本真一、高木公昭、高原弘幸、梶田睦則、寄本智／会計監査員…名倉卓緒、和田充弘

関連会社に労働運動の炎を！ 関西地区分会結成大会

関西地区分会結成大会が9月5日、西町甲東会館で開催されました。当分会は、サービック第一・第二事業所、セントラルメンテナンス、東海交通機械に出向している組合員で組織しています。

「名古屋車両所分会の仲間も加わり、総勢21名、全員が出向者の分会とな

また、前日になつての年休取消は、代替要員を採る義務を放棄した行為であり、時季変更権の濫用です。まして、団体交渉への出席を妨害したことは、不当労働行為に該当します。

職場で問題が生じたときに、苦情処理を出す相手がいない。組織拡大、労働協約締結をも目指していかねければならない。出向先には色々な人がいる。我々の運動を広げていかなければならない」と挨拶しました。新役員は以下の通り選出しました。分会長…熊澤守／副分会長…上田謙



二、原野豊繁／書記長…柿本克彦／執行委員…山下博、藤広昌巳／会計監査員…高塚勝久

【労基法39条】 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

【解説】 第1項では、年休は労働日に10日付与すると規定されています。つまり、休日(特休・公休)には年休を付与できないということになります。

場合により、会社は時季変更権を行使することができます。この場合、会社は誰か代わりになる人を探さず、努力義務があります。

行為です。今回の訴訟では、年休を申し込んだ日が労働日にされたり、休日にされたり、年休にされたりしているのが、労基法の解釈からすると絶対に有り得ないことです。

また、前日になつての年休取消は、代替要員を採る義務を放棄した行為であり、時季変更権の濫用です。まして、団体交渉への出席を妨害したことは、不当労働行為に該当します。

職場で問題が生じたときに、苦情処理を出す相手がいない。組織拡大、労働協約締結をも目指していかねければならない。出向先には色々な人がいる。我々の運動を広げていかなければならない」と挨拶しました。新役員は以下の通り選出しました。分会長…熊澤守／副分会長…上田謙